

別表第二 10 田中東部・市役所周辺地区地区整備計画区域

伊勢原都市計画田中東部・市役所周辺地区地区計画

平成22年7月30日都市計画決定 市告示第91号

位置面積 田中字ソヤタ、ク子花、クツガタ、万代地内 約4.0ha

計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ
	建築等をしてはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限(外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度)		建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
					(ア)	(イ)		
全域	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 病院 (2) 診療所(人間ドックを目的とするものに限る。) (3) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの(医療又は看護に関するものに限る。) (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの			1,000平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離(道路境界線における隅切部分を除く。)	3.0メートル	35メートルただし、建築物の各部分の高さは、当該部分から地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たもの以下とする。	
<p>1 この表のエ欄における建築物の敷地面積の最低限度は、保育所又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地については、適用しない。</p> <p>2 この表のオ欄における壁面の位置の制限は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。</p> <p>(1) 地盤面下のもの</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p>								

